

部分的アナキズム フランスのモンの事例から

中川理（立教大学）

伝統的に人類学は、国家による統治が及ばないような社会に関心を抱いてきた。しかし、もはやそのような社会は存在しないと考えられている。東南アジアの山地民は国家の統治から逃れて平等主義を保ってきたと論じたJ.スコットも、国民国家による統治技術の革新によって、現在では「地球上のすべてが『統治された空間』」となったと言う[スコット 2013:330]。しかし、きわめて穩當に見えるこの主張が、見逃している点はないだろうか？この問いに答えるためには、統治が「ある」か「ない」かという二分法的な枠組みを乗り越えて、より細やかな様相を記述するための概念道具をまず作りださなくてはならない。

そのための手掛かりは、すでに存在している。「複数の部分的主権」[Comaroff & Comaroff 2007:146]などの概念がそれである。これらの概念は、事実上の主権は必ずしも国家によって独占されておらず、（コミュニティからギャングまで）様々な集団によって部分的に非公式なやり方で保持されていて、それらが対抗しあったり共存したりしている状況があることを認識可能にしてくれる。それぞれの部分的主権は、独占的に空間を統治するのではなく、「あるレベルにおいて」統治している。そして、このような部分的主権が同じ空間において折り重なって存在している。そう考えると、「ある」か「ない」かだけでは描けない状況を可視化することができる。

しかし、このアプローチにも検討すべき点が残されている。(1)主権概念による限定：「とがめられずに規律を課したり処罰したり殺したりする力」としての主権の複数性を問題とするため、ギャングや自警団を典型的なケースとして取り上げる傾向がある。しかし、国家の主権からはずれる「生のかたち」はそれらに限定されるのだろうか？暴力的／平和的、階層的／平等主義的といった「生のかたち」の多様性を、民族誌を通して概念化する必要がある。(2)部分的主権と想像力の関係：国家と「私たち」の関係をどのように想像するかは、国家による統治の度合いからは独立している。ほとんどの点で現実には国家の管理に従っていても、警察などとの相互行為を通して、自らを国家の完全な「外部」として想像するようになることはある。このような想像力が「国家と周縁の相互構築」のプロセスに与える影響について考察しなくてはならない。

本発表では、これらの課題を検討するために、フランスで農民となったモン(Hmong)の事例を取り上げる。ラオス内戦によって難民化したモンのうち約1万

人が、1970年代後半にフランスに第三国定住した。モンは当初、全国の都市に分散しておもに工場の単純労働者となった。しかし一部の人々は、1980年代後半から南部のニーム周辺地域へと再移住して、農業に従事するようになった。厳しい労働に励んできた結果、今や彼らは地域におけるズッキーニ生産の中心となっている。ただし、彼らの農業には、タイなどからの不法滞在移民労働者の無申告雇用をはじめとするインフォーマルな実践が含まれていた。それに対して、国は近年取り締まりを強めている。頻繁に査察が行われ、多額の罰金を受ける農民が出ている。その結果、モン農民にとって数少ない現実的選択肢であった不法滞在移民労働者の雇用は困難になりつつある。ズッキーニ生産には人手が必要であるため、大家族でない場合には、夫婦による経営が可能な規模にまで生産を縮小せざるを得なくなっている。

この状況を、モン農民はどのように生きているのだろうか？モン農民の実践と語りからは、他の出自の農民にも共通するイメージと、モン独自のイメージの両方があらわれる。国家を自由を奪う存在ととらえ、自分たちのインフォーマル実践を「違法だが不正ではない」として正当化する語り自体は、モンに限らず広くみられる。しかし、モンにおいては、この語りは「モンらしさ」のイメージと結びついている。自由と独立のために国家の支配から逃れてきた存在としてモンが自己規定することは、多くの研究者が指摘してきた。この意識は、フランスのモンでも持続している。南部へと再移住して農民となった理由も、工場の命令・服従関係を嫌って自らの「主人」となるためであった。この自由と独立の意識は、国家との関係だけでなくモン・コミュニティ内の社会関係においても繰り返し想起される。国による管理強化は、この「モンらしい」統治されない生き方に対する侵犯としてイメージされる。ここから、（他の農民は思いつきもしないことだが）さらに「国家をかわす」ために仏領ギアナへ再々移住しようとする動きが出てくる。

この事例で注意すべきは、モンは社会生活のほとんどの側面でフランスの法に従う良き市民であるという点だ。しかし、生き方の核となる部分において、彼らは国家の支配から逃れて自由を維持しようとしている。このようなあり方を、本発表では「部分的アナキズム」と呼び、その理論的含意について検討する。

Comaroff, Jean and John Comaroff 2007 Law and Disorder in the Postcolonial, *Social Anthropology*, 15(2), 133-152.
スコット、ジェームズ・C 2013 『ゾミア：脱国家の世界史』、佐藤仁（監訳）、みすず書房。

キーワード 主権、アナキズム、フランス、モン